

第6回 農業WG

日時：平成18年10月16日（月）10:30～12:30

会場：永田町合同庁舎4階 第3共用会議室

議題： 農業関係者ヒアリング

有限会社ヒーロー 代表取締役 石ヶ森 信幸 氏

取締役事業本部長 小野寺 文夫 氏

出席者：黒川委員、本間専門委員、福井専門委員、大泉専門委員、昆専門委員

議事概要

石ヶ森氏）ヒーローの石ヶ森でございます。あと部長の小野寺です。2人で参加しておりますのでよろしくお願いいたします。パワーポイント資料の2番、ヒーローの理念といえますか会社の考え方を書いています。有機栽培をしながら付加価値をつけた農業で、環境と健康と経済に寄与する農業を確立したいという思いをずっと柱にして活動している農業生産法人です。平成15年12月の会社の設立です。

5番を見ていただきますと出資構成としましては5名。5割が私を含めて建設業出身の者が個人参加をして入っております。それから3割が農業の専門者ということで、農業と建設の者が合体して新たな農業生産法人を作ってスタートした会社ということでございます。それで我々の農法につきましては、米を柱として将来は、野菜関係も目指しておりますが、米作りについて一般栽培をやってもなかなか付加価値が創生できない、それから他との差別化が出来ないということで、6番のところですが、設立の決め手としては、当社の副社長の石井稔が30数年来独自の有機農法をやっておりまして、市場では高い価値を生み出している人材が居りまして、その農法を全面的にヒーローに取り入れてスタートしたということでございます。それから8番ですが、組織ですが合併前でカウントしますと、うちの会員圃場が1市17町に跨っております。それを一括管理することが出来ませんのでエリアごとに支部を設けて、役員を貼り付けて管理・指導をするということでやってございます。ヒーローとしましては、ヒーロー農法の指導と有機JAS認定を取ることを大前提としておりますので、JAS法に関する指導を本部から行っております。9番を見ていただきますと圃場の拡大の構想ですが、先ほど言いましたように1市17町に点在しております。本来でありますと有機でありますので、ある程度の規模の面的な整備が必要でありますし、水系からいきますと上流部から固めていきたいという思いはあったんですが、そう簡単にはいかないということで点在する圃場を実績を作り上げて、それから面の拡大を徐々に行っていくということで進めてございます。一部のエリアでは毎年毎年倍々ゲ-ムで連坦して拡大している地域もございます。それから12番ですが、これは残留農薬試験のコピーでございます。その左に楕円のマークがございますが、これは我々の一番のこだわり

を具体化したものでありまして、1年目の平成16年の作付けの商品から自主的に残留農薬の試験の抜き取り検査をヒーローで行いまして、ネットで全部公表をしていくという形で、こだわりの農法を消費者に伝えていきたいということでやったものでございますが、この楕円の表示についていいかどうかを問合せをしたところ、農水と公取とちょっとたらい回しにされた経緯がございまして、混乱してこれだけで実は出荷が3カ月以上遅れたという経緯がございます。それから次ページの13番ですが、これは私たちのこだわりでございます。今の時代はですね、食は安全、安心というものが最大のキーワードになっていると思っておりますし、そういう食材の提供を目指しておりますが、その安全と安心の担保をどうやって取るのかというと、今はブランドといたしますと例えば、宮城産とか新潟産とかですね、ないしは新潟県に行きますとコシヒカリということがありますが、我々は銘柄と地域は安全、安心の保証の担保にならないということを考えておりまして、あくまでどうやって作ったかという農法がブランドになっていく時代が来ると確信しまして、そのことの定着を目指してやっております、ヒーロー農法をブランドにしたいと思っております。その他たくさん自分たちの思いを書いたものが有りますが、時間がないのですべて割愛をしたいと思っております。最後23番のところが、我々のこだわりを更に書いたところでございまして、いろいろ農業者の方との付き合いをしていく中で非常に感じたのは、本来食材というものは人の体を健全に育成することと併せて、目に見えないことでありますが実は精神的なことも相当に左右している、非常に重要なことでありまして、本来であれば農業というのはそれだけ誇りの高い産業であるということを失念している農業の世界になってしまったのではないかなということを変に感じている。そここのところの復活を我々も一端を担いたいということで、農家さんにそういう話を盛んにしている状況でございます。農業が自立しない国は非常に危ういというのは、食料安保で量の確保の問題ということでありますけど、食の質の面からいきますと、国民の内面的な健康の面、ここをしっかりとやっていかないとダメだということで、量と質の面で農業という産業が自立して健全であるべきだなというように考えております。こういったことを雑駁でありますと考えながら、農業生産法人ということでヒーローは、今年3年目の作付けの収穫がまもなく開始になりますが、ようやくJAS認定要件が取れる段階にまでなったという状況でございます。

一応会社の紹介になりましたが、あと続けてよろしいでしょうか。

それではお手元のA3で1枚の資料があるかと思いますが、あまりたくさん書きすぎて時間がないので、割愛しながら話しをさせていただきます。下の方の がございます。ヒーローが動き出して、当初は設立をしているんな反応があったという中での、問題点として感じたことを右側の方に羅列してございます。これから順番にかい摘んでご説明申し上げます。JAとの関わりということでございますが、ヒーローの我々は元々地域に住んでいる者でございまして、骨を埋める立場にあります。JAさんも

地元で皆良く知っている仲でございます。そういう中でヒーローのエリアの中で5つのJAがありました。当初から敢えて相対する必要はない、出来ることはお互い地域同士で連携をしていきたいというのがヒーローの最初の目標でございました。設立までの半年間の役員会をやる時の議論の中で、たった1つ継続議題が残ったのがJAとの連携というテーマでございましたが、最終的には役員が分担してあたったところ、すべて門前払いで全く相手にされなかったという残念な結果で、これも推移してございます。それだけではなくて、現実には現在残っておりますが、何故かJAさんは我々ヒーローに対して敵対的な反応が非常に強いということが、表に見える付き合いの中でもありますし、我々の見えないところの動きであって後から残念な情報が入って来るという状況でございます。あとJAさんの問題については、長々というのも時間がないので省略しますが、ただ本来JAさんというのは協同組合でありますので、組合員が主役であるはずでございますが、その組合員に対しては先程の方もいろんなお話がありましたけども、農家のための事業を行っていくのが協同組合であるにも拘わらず、何で宝石や寝具や車を売ったり不動産屋をやるのかというのは、我々にとって非常に疑問なところでございまして、一番はですね、借金漬けになった農家さんの担保に農地を取ってしまって、最終的に農地を言葉は悪いですが、召し上げる。そういうことになってしまって宅地関係のところ農地を売ってしまう。そういう不動産業をやること自体、JAとしての本来の機能の在り方ではない。もしやるのであれば、涙を吞んでやるぐらいの気持ちが欲しいなというように思っております。

次に既存行政の壁ということで、過去の経過がありましたのですが、スタートした平成15年のときは、まったく台風と真っ向からぶつかっていくような大変な状況でございまして、たった1年違っただけ大変で、その1年後くらいから状況が変化してきたのでありますが、今は地元県庁の中であっても我々の感触としては、一分野を除いては「ヒーロー頑張ってやれや」というような支援の雰囲気になっておりますが、1箇所だけどうしてもなかなか、肝心なところはなかなかそういう雰囲気にならない状態が未だに続いております。

大泉) 農政部ですか。

石ヶ森氏) はい。農業委員会に関して、当初厳しい判定がありましたけど、今は申請を出せばだいたいスムーズになるようになってまいりました。3番目の矛盾のところでありますが、ここは一番重要なところでございます。無農薬で農作物を栽培するということはですね、非常に現場にとっては労力もかかりますし、手間がかかって大変なんです。ただし、そのことが先程言った農業の本質にこだわっていく場合は、こういうことが必要なんだということで、会員が頑張っているんですが、それだけ積極的に自ら無農薬の有機栽培に進んでいるこの世界がですね、毎年毎年どんどん細かいところまでチェックをされて規制が厳しくなっている。ところが、今年はポジティブリストというのが出てきたのでありますけども、農薬を使った一般栽培につ

いてはほとんど何の規制もない。これは本末転倒ではないだろうか。質的なことを考えた場合には、そこは遥かに良い栽培方法をやっているにも拘わらず、細かいところまでの規制が出てくる。これはどうも判断基準としておかしいのではないか。このことが実は聞くとところによれば、統計上は 1 パーセントに満たない有機園場というのが全然増えてこない。この最大の原因はですね、努力して、頑張っているんだけど、どんどん頭を抑えられてしまうような対応をされてしまう、ということで新規参入をしても撤退もどんどんしていくということでプラスマイナスでほとんど変わっていかない。これは国にとっても大変残念な状況なんだろうと私は思っております。

それから J A S の認定機関の問題で、先般民間機関のみが行うことになったようですが、どうもその本来の機能、解釈問題もありますが、認定機関はコンサルをできないということがあるようで、なかなか質問してもちゃんと答えてくれないところがあります。

新参で入ったもので、J A S の認定のシステムがよく分からないで入っているので、これは例えば、こういうことを規定すべきなんだと言ってもよく雛形のようなものがあれば、そう解釈してというのがあるんですが、雛形すら一切出してくれない。で聞くとそこから先はコンサルだから言えない。結局、何をやっているか分からないということがつい最近もありました。どうもチェックだけのための認定機関であれば、いいんじゃないと思っています。本来は、有機無農薬をやっていくという、特裁の分もありますが、有機だけに限って言いますと、本来のものをやる農業者を育成していく中で、ルールをちゃんと守ってやっていますかというのがチェック機関なのかなと思っていますが、そこを踏み外している J A S の認定機関があるやに感じておりますので、この点がどうなのかなと疑問が有ります。それから 4 番 5 番の指導の曖昧性というのがありますが、農水さんの方で、特別栽培米という減農薬栽培のものと無農薬の 1 年目を、一緒にして特別栽培米と表現をしておりますが、消費者は全然分からないんです。特別栽培の特別というのは、奥さんたちに聞くとスペシャルと勘違いをしてこっちの方が良いと思う方もある。これは決め事を決めてもらうのはいいのですが、本来の意味を末端の消費者にきちんと伝えてもらわないと、我々の市場を形成していく上で役に立たない。弊害になっている部分もあります。それから 5 番目は先程申し上げた表示も問題であります。自主的に残留無農薬のものを公示したいと、こういうデザイン案を出しましたところ、農水には消費者に誤解を与えるということで大分削られてしまいました。我々からすると誤解する方がおかしいだろうという程度の文言しかしてないんですが、万が一にさらに万が一をかけたくらいの心配をして削られてしまったんであります。

福井) 残留農薬がないという表示が削られたということですか。

石ヶ森氏) 残留農薬抜き取り検査ということを明確にそうしただけなんです。それだと

一粒一粒全部検査をしたと誤解されるだろうと言い方をされたんですね。そんな日本語がどこにあります。抜き取り検査と書いてあるんですよ。そのことに対して結局修正をされた。それはそれで一旦受け入れまして、今度は公取に相談に行けと言われました。公取さんに農水からいただいた指導の内容を出してこれで問題ないですかと聞いたら、公取は問題がないと。ただしということと言われたのが、「ヒーローさんこれでは消費者が分からないだろう」と。例えばどのように言えば良いかを聞いたところ、うちが出した原案通りの話をされました。実は農水さんと話してこうなったのだから、公取さんが農水さんと話しをしていただけないかと言ったら、だったらもういいですよと引き下がるんですよ。こういう行政の指導の在り方は我々事業をやる者にとっては大変困る話でして、例えば、表示に関しても農水に問合せをかけたら関連する公取さんと話した結論として、我々に伝えて貰わないと2度3度の手間になって結局結論を出してくれないという形になって。

福井) それぞれの指導の根拠は何の法律ですか。

石ヶ森氏) 我々は農水で終わると思ったんですよ。

福井) 農水の指導の根拠は何という法律に基づくのですか。

石ヶ森氏) 法律名は聞いていません。

小野寺氏) それはJAS法ですよ。

福井) 公取は不当表示に関する法か何かですか。

小野寺氏) 公取は景品表示法に則って指導しますから。誇大な内容になってはまずいですよと。

大泉) 米の表示委員会の座長をしていますが、農水省の米の表示というのは3点セット(産地、品種、産年)表示以外の自主表示に関してはそれほど厳しくない。過敏に反応したのは、検査が農水省のテリトリーだから、自分たちの検査というので過剰反応したのかもしれないね。公取はね、どうでもいいんですよその話は。だから公取はOKを出したんですねきっと。

石ヶ森氏) その時に言われたのは、こういう表示をやるというのは聞いたことがない。初物だったので相当慎重になったのかなと。

6番は農業生産法人の要件に関してであります、今議決権とかですね、それから役員構成に関して農業者が主体で、すべて規制になっているわけですが、今の時代はそこまで法人の要件を厳しくする必要がないのではないかというように思います。純粋な株式会社で経営体があって、その下で実際現場でやるのは農家さんとか人材がやればいいということで、農業の経営論ということは農業者がいなければできないということはないと思います。実際私も農業を知らないところから参入しております。経営論と現場論はまた違うかなと思っておりますので、そこは従来の感覚でいきますと農業者でないと農業ができないというのがあったと思います。ここはもっと緩和すべきだとの感じを持っておりまして、それが新規参入を増やしていくきっかけに

なるのかなと思います。ただし、野放図ではダメなので、条件を、会社が保有した農地を屁理屈をつけて宅地にしてしまうというようなことは絶対にないように、ここは厳しく規制すべきであると思いますが、そうでない限りにおいては、この構成要件は今の時代に必要ないのかなと思っております。

生産調整の問題であります。いずれなくなるのですけれども、ヒーローをスタートする時に、いろんな方と接点を持ったんでありますが、まとまった地域でヒーローに入りたいというケースがありました。結果的にはそこはやめて参入しませんでした。何故なのかというと有機ＪＡＳ認定を取ることを条件にしておりますので、ブロッコローテーションをやってありますと３年に１度転作とか休みが来る、何年たっても有機ＪＡＳ認定が取れない。有機ＪＡＳ認定は無農薬で３年経たないと貰えませんが、そういうことからして我々はやめましたという話があって、そこに直接行って話をしたのが、そこに町議会議員さんも２人ほどいましたが、先祖代々土を培ってきた稲作に一番適した圃場であるにもかかわらず何故ほかの事やるのですか、田んぼで稲を作らない方法を何故主に考えるのですかと言ったんです。折角これだけまとまっているのであれば、うちに来なくてもいいですからこのゾーンで有機をやんなさいと、案として、それでやってしまえば、２割は減反するとかすれば実質減収になりますから、それで生産調整のカウントは減っていくので、あとは加工米とかなんとか努力してやれば、基本的に圃場を他のものに使わなくても田んぼとして育成できるんだ、なおかつ無農薬でもあるし付加価値も創造できるんだということで挑戦したらいかがですかと言ったんですが、結局、やれないんですね。休んでなんかすれば補助金が貰える、補助金ももたないないということで入らなかったという経緯がありまして、前向きな農業者の意識になっていないなと感じております。

それから（５）ですが、我々がスタートした時には生産調整に参加しますかということをしつこく聞かれました。参加する予定ですよと言いましたが、参加してもしなくても自由だとは言うんですが、しなくていいんだったら考えようかなと言うと、しなかったら制度融資とか使えませんかよとポロッと言うんですよ。後は全部自活でやれという話なんですね。この辺のところも新規参入側にとっては本来、生産調整に対して異議を申したいぐらいの立場であると思いますが、参加しなかったら融資制度は使えないことの選択の矛盾があるなと思っております。

それから創業資金関係であります。今は大分民間の銀行さんが農業融資に参入してますから、問題はないのかなと思います。平成１５年あたりはゼロでした、平成１６年あたりに三井さんがやり始めた、結局我々は制度融資を使えないという状況にありました。今でも制度融資を使おうかなと思うと農林漁業金融公庫でもそこと提携している銀行でないとできなくて、あとは直貸ですね。ＪＡさんに行けばいいのですよと言われるが、ＪＡさんはうちを見てくれないので、なかなかそこを窓口というわけにはいかないということの現状がございます。

次に安全関係の情報であります。自立していくためには付加価値のある農業生産をしていきたいということですが、そのための市場形成をしていく時に一番大事なものは安全だとか安心に関する情報が消費者のところにどれだけ正確に伝わっているかという問題がありますが、法律とかあるにしても末端まで周知しきれていないと思います。民間の努力で市場を形成しろというのは原則論で分かりますが、法律の規制とかあるものに関しては、その分の周知をきちっとやっていただければありがたいと思っております。特に（２）食というのは、心と体をきちっと育成していくためには、大事なものですとありながら、安ければいいんだという消費者が随分多い。それを否定はしませんが、ただ付加価値の違いというのはなかなか理解されないというのがあります。民間も努力はしますが、ただ公的な部分に関してはその情報の周知をお願いしたいなと思っております。我々にとっては生命線に拘わる問題だと思っております。

あと集落営農に関しましては、雑駁にしか書いておりませんが、説明会に必ずＪＡさんが来るのは何故かなと思っております。うちの会員にも聞くと説明会で必ずＪＡさんが居て一緒に説明をしている。従来、農政の窓口的な機能があったというのは分かりますが、うちには一切案内が来ておりません。といいますか本社があるところは集落営農のエリア外のようなのですけれども。説明している内容を会員から聞くと、バラバラで会員さんが将来どうなるかというのを理解しないまま来年やらなければならぬぞということで悩んでいる。ヒーローでいくか、集落営農にいくかで悩んでいる会員もいます。どっちに來いという責任を持った言い方は出来ない。集落営農というのは何がどうなるのか見えない部分があります。あなた自身が努力をして生産をしてやっていって農業で自立の道を将来求めようとするのであれば、一緒に頑張りませんかという言い方をしております。実際うちに来ている方の中には、自ら生産をしていくという会員が７割に達しておりますので、やる気のある農家さんです。集落営農に入った場合、今のような生産が出来るかどうか分からないでしょうと、それでやりたいのならうちでやりましょうと言っておりますが、ＪＡさんとのからみの中で相当悩んでいる会員さんも随分いるようです。ということで雑駁であります。ヒーローからの説明とさせていただきます。

事務局）ありがとうございました。

小野寺氏）一点だけ補足したいのですが。既存行政の壁の中でＪＡＳの認定機関の問題がありました。平成 18 年 3 月 1 日にＪＡＳ法が変わったんですが、今まで国の機関もＪＡＳ認定を行えたのですが、今度民間だけで行うようにしたんですね、第三者機関が行う。そこで第三者機関が過剰な検査をするために、要求基準が強くなっている。有機栽培をやりたいという方々でも相当心理的な圧迫を受けてですね、参入出来ないというケースがいっぱいあります。

福井）民間というのはどういうところですか。

小野寺氏)登録認定機関というのがあるんですね。国の方から一定の条件を満たしたところに機関を認定しますよというのがある。

大泉)NPOとかそういうところがやっている。

福井)実際には誰がやるのですか。基準づくりとか運用は誰がやるのですか。

小野寺氏)その認定機関がやっております。

福井)どういう類の人達ですか。

大泉)要するに任意団体ですよ。大学教授だとかNPOだとかそういう人達が集まって認定機関になったのですね。

福井)国の基準とバラバラになっているのですか。国より厳しいということですか。

小野寺氏)国は栽培基準に関しては関与しないと。要するに認定機関が栽培基準を設けてあとで国がチェックしますよという指導ですね。

福井)そうすると宮城の認定機関の基準と、例えば福島認定機関の基準は違うわけですか。

小野寺氏)違います。

福井)同じ有機JAS認定でも違うのですか。

小野寺氏)違います。

石ヶ森氏)認定機関ごとに基準が違います。

福井)認定機関を他に作ってもいいのですか。

石ヶ森氏)はい。全国にたくさんあります。

大泉)いろいろ悪さをするのがいるんですよ。

小野寺氏)金儲けのためだということで、そのために検査を厳しくするんですが、うちみたいに善意でやっている集団は大変ですよ。要求が強すぎて。

福井)逆に言えば、変な要求を出さない別の認定機関に代わりに頼んでしまえばいいということにならないのですか。

小野寺氏)それも有りうるんですが。

石ヶ森)水面下では私も考えてやっていますが、民間認定機関ごとに国が認定をしているわけですね。例えば、1つの問題は認定機関にヒーロー以外に10の人が加入していたとすると、ヒーローと関係ない一箇所に問題があって登録認定機関の認定がダメになったら我々全部が有機JASの格付け資格がなくなってしまう、有機農産物の表示ができなくなってしまう。有機JASの表示がダメだ、ということはどこの認定機関を選ぶかということは我々の選択肢に委ねられておりまして、選んだ責任という意味で、この認定機関がダメだったら有機農産物としてのJASの格付けを取っても全部パーになってしまう。有機としての表示が行えなくなってしまう。その怖さもある。

福井)認定機関が他で不祥事を起こしたらそこが認定したものの全部を含めて有機としての表示がアウトになるということですか。

石ヶ森氏) そうです。例えば会員とは関係ない、登録認定機関の組織上の問題。例えば経理上の問題とかで仮に登録認定機関として取り消しになったという、それでもそこに認定を受けた我々全てが有機農産物の表示をできなくなってしまう。

福井) 代わりに誰がやるんですか。

石ヶ森氏) 他のところに行って継承してくれますかというところがない。

小野寺氏) 認定機関の中に、農協関係者が仮に入っていたとすると、それが有機を先行されるとまずいので、いろんなクレームをつけてきますよね。

福井) それが有機には規制強化という理由ですか。

小野寺氏) そう。

福井) J A S ですか。主に。

小野寺氏) J A S です。

福井) 有機 J A S の認定で基本的には何を見るのですか。

小野寺氏) 農薬の不使用とか。

福井) 農薬以外は。

小野寺氏) 化学肥料、農薬を一切使わないというのが基本条件ですね。それ以外に圃場の栽培条件ですね、畦畔の高さをどうするか、水がリサイクル水であるか自然水であるとか様々な条件があるんですね。

福井) その場合、有機の時にハードルが高いというのは、例えばどういうことで高くなるんですか。

小野寺氏) 例えば、畦畔を普通は高さが 20 cm、15 cm であるところ、それをもっと高くしなさいとか、様々な要求がでてくるんですよ。

福井) それが登録認定機関ごとに違うわけですか。

小野寺氏) 全部違いますね。法律が変わってからですね。

福井) 有機という表示をするための認定機関ごとの基準が全国で全然バラバラだということですか。

小野寺氏) 今はそうでしょう。この間、農水省に確認をしたら認定基準は登録認定機関に任せていますからという返答ですから。

福井) 有機という言葉から連想するものが登録認定機関ごとにバラバラだとかえって困るのではないですか。

小野寺氏) 基本はあるんですよ。農薬を使わないというのが基本ですから。その内部によっていろんな違いが出てくる。

昆) 有機農産物と表示するために使っている農薬があるんですよ、そういうのは決まっている。ただそれをその基準に従っているかという事を認定するのが農水自身ではなくて民間でやりなさいということなんですよ。例えば、隣から除草剤が混じった水が入らないように高くしなさいというのは、地域の農業の慣行が違くだろうからそれに合わせてという。緩衝地帯の幅とか。

福井) 性能基準でしょう。性能基準だから機械的にやりすぎたらやっぱりおかしいですね。民間でどれくらい幅があるかどうか調べがついていますか。重要な論点ですがおかしい話ですね。要するに性能が満たされているのに更にオーバー規制がかかっているという可能性が強い。

小野寺氏) ですから全国的に認定機関の栽培基準というのは見ていないので、何とも言えませんが。

福井) おそらくバラバラなんですね。畦の高さとか。

小野寺氏) おそらくバラバラです。最低限の統一基準を設けなければいけない部分と、それから地域性があるので地域によってここは変えなければいけないという部分とがあると思うのですが。

福井) 要するに、隣から農薬が混じった水が流れこんでないとか、その結果さえ満たされていればいいのであって、高さが何cmとかは関係ないじゃないですか。性能のことだけでいいはずですね。

小野寺氏) 栽培基準が各認定機関によって違うから。

福井) 法律自身が認定機関に委ねるよというつくりになっているのですか。

小野寺氏) そうです。

福井) そこを変えないといけないかもしれない。

昆) それからヒーローさんは新規参入ということで話を聞かさせていただいているわけですけども、そこに関しての困難な点を是非お伺いしたい。

石ヶ森氏) 一番困難なときは何とか過ぎたのかなと。

福井) 農協との関係は一切ないということですか。

石ヶ森氏) 我々は門戸を開いておりますが、過ぎたことですが、県の農業助成金の関係で申請を２度ほどしたことがありますが、全部落選しました。それはそれでいいんですが。

大泉) 農協が窓口ですか。

石ヶ森氏) 直です。

福井) 理由は合理的なものですか。

石ヶ森氏) 理由はここに挙げておりますが、１８番が。断る理由かなという気がしていますが、この例はですね、説明しますと数字は例えです。ヒーロー圃場３haあります。うちが賃貸借した直営の圃場ですね。それと会員農家の圃場が３０haあったとします。そうすると合計３３haですね。私達は今議論になっていますが、紙マルチ農法というのをやっています。除草剤を使わないためのですね。紙マルチをやる田植え機械というのは専用でありまして、従来の対応機械はアタッチメントの方式になっていないんです。ですからそれをやるためには田植え機械を買わなければならない。ヒーロー農法といえども会員に３００万円もする農機具を買えとは言えないということで、うちの会員のための支援事業をしたいということで、ヒーローが買って農家さん

が使う期間とか面積分だけのレンタル料をうちがいただく、それで余計な負担をしなくてもいいでしょう、ということで会員に対する支援機能を持つという構想を出したんです。その田植え機械を買う助成金をお願いしたいと申請をしました。ところが結果はダメだという理由が右の方に○と×とありますが、従来ですとヒーローが直接持っている圃場に関してはOKだと。だから3haはOKだけど、30haの会員分はダメですよ。いくら言ってもダメだということです。一種のグループみたいなものなので、こういう趣旨ではダメですかと言ったら、仕組みの考えている精神は理解しますが、ただ制度上ダメだと。2回ともダメでした。

福井) 農政局ですか県ですか。

石ヶ森氏) 県です。

福井) 県の独自の助成ですか、それとも国の制度を県が運用しているのですか。

石ヶ森氏) 国も一部入っていたと思います。

福井) 国に補助金要綱か何かあるのですか。ちょっと調べておいた方がいいですね。本当にそんなことがあるのか。

石ヶ森氏) ただ今はできるはずだということ聞いたことが有ります。

福井) これはいつの話ですか。

石ヶ森氏) 平成16年と17年です。

福井) その後は今もう1回出してみたら大丈夫なのではないでしょうか。

石ヶ森氏) もうやる気はありませんので。議論するだけでも余計な時間を随分食いましたので。

福井) 今言われた会員農家というのは、チャートの1ページにあるような、ヒーローさんの従業員でないということですね。

石ヶ森氏) 本社にいるのが職員です。

福井) 一種のフランチャイズみたいな形と考えていいですか。

小野寺氏) ただ本社の役員がその地区の責任者になっています。

福井) ブランド管理をしているという意味ですか。

大泉) フランチャイズですね。

福井) 農協とは各地域の会員も含めてほとんど接触はないと考えていいですか。

石ヶ森氏) いえ。農家さんが例えば5町歩を持っていた。ヒーローに入っているのもまだ様子見の状態ですから、そのうちの1町歩だけはヒーローでやりましょうというのがありました。あとは普通にやりましょうとか。

福井) 普通にやる方で農協が嫌がらせをしたりということはないですか。

小野寺氏) あるようですね。

石ヶ森氏) なかなか農協とは付き合いづらいとは言っていました。

福井) そうすると会員がやめるということに繋がったりしませんか。

石ヶ森氏) そこはうちの役員の支部長が会員さんとかかなり綿密な会話をしておりますの

で、頑張れと督励して何とか残っています。

福井)金融は基本的にヒーロー農法の部分では農協からまったく借りていないのですか。

石ヶ森氏) ないですね。

福井) 銀行ですか。

石ヶ森氏) はい。平成15年のうちに交渉して、県内で多分はじめてだと思いますが、地元の信用金庫さんと交渉して、金庫はじまって以来だということで融資をいただきました。

福井) それは本社の方で受けられたのですか。

石ヶ森氏) 支店経由で受けました。

福井) ヒーロー本社が融資を受けたのですか。

石ヶ森氏) そうです。

福井) 何の資金ですか。

石ヶ森氏) 通常の事業の運転資金として。

福井) 各会員の支部の農家さんは独自に借りることはできるのですか、信用金庫から。

石ヶ森氏) 一番うちが資金として必要なのは、基本的には買い上げをしますね。そのための資金です。

福井) その部分だけですか。

石ヶ森氏) 瞬間的な資金が必要なので。

福井) 機械は結局どうされたのですか。

石ヶ森氏) うちで5年リースを組んで、それを農家さんにはレンタルで。

福井) 他に取れたら便利かもしれない助成金で、壁になっていて出されないままになっている補助金はありますか。

石ヶ森氏) できれば政府系の公庫さんとかそういうものを使えるようになればね、いいと思います。これから申請したい。

福井) 使えないのですか。

石ヶ森氏) 使える状況になっています。

福井) 農協を経由しなくていい。

石ヶ森氏) そうですね。直貸でやります。

小野寺氏) 新規参入に一番大きなデメリットがあるのは、農林漁業金融公庫の融資の条件というのが、決算書を3回出ささいという条件があるんですね。ところが農業の転換期なのに3年の実績なんていってあったら、その見直しをやらないと新たな第三者が、うちみたいな新規参入というのは難しいですよ絶対。

福井) 3年というのは一律に決まっているわけですか。それも調べた方がいいですね。

事務局) 決まっています。貸すときに3期分の決算書を寄こせというのは一般的です。

その一般的な話をヒーローさんに当てはめて、出してくださいと。

福井) 出さないと貸さないということですか。

事務局) 結果的に実績をみられないので貸すのは難しいなという対応だったと聞いています。

福井) 調べた方がいい。もし行政指導でやっていたら事実上基準にしているのと同じじゃないか。

小野寺氏) その辺がきちっとなっていくと新たな舞台がですね、農業に参入する機会というのが出てくるのではないのでしょうか。

福井) そうですね。あと既存行政の壁のところで言われた、J A S 法と公取の法律の運用以外で何か規制でお困りですか。

小野寺氏) 食品衛生法という法律が有りまして、米自体は玄米の場合は関係ないんですが、加工した場合にですね、食品衛生法が薬事法とからんで。

福井) 厚労省ですか。

小野寺氏) ええ。

福井) 何か厳しい指導があるのですか。

小野寺氏) 発芽玄米を作っていますが、これはクリアしました。ただ一般の方々が新規でそのような分野に入るとするのは、役所の状況をみるとたらい回しをされてね、断念してしまうんじゃないでしょうか。

福井) 一番きついのは J A S ですか。

小野寺氏) そうですね。

福井) 宮城県下だけですか会員農場は。

石ヶ森氏) 岩手にもあります。

福井) 宮城と岩手にある。岩手と宮城は認定機関が違うのですか。

石ヶ森氏) 一緒です。

福井) 認定機関に対する基準について例えば、ここの基準は必ずしも合理性がないなどを一覽にされたようなものはありますか。あとでいただければと思います。

石ヶ森氏) 基準の合理性があるかどうかというのが1つと、現実的に我々が感じているのは、チェックする前に指導と助言というのは必要だと思うんですね。

福井) そうですね。

石ヶ森氏) 認定機関はコンサルをしてはならんと国との指導があるんだそうですよ。それを非常に意識してコンサルになるからそれ以上言えないとか、言わなかったら分からないだろうと思うんですが、そういう曖昧性があるんです。

福井) どうすれば直せるのかについて情報提供しないということですか。

石ヶ森氏) そうです。

福井) よその民間認定機関も同じような状況なんですか。

小野寺氏) 恐らくそうでしょうみんな。

福井) コンサルをしないというのは国の法令による制約なんですか。

石ヶ森氏) 認定機関からはそう言われています。コンサルをしてはならないとなってい

ますと。コンサルと基本的なことの情報をきちっと提供するというのはまったく意味が違っているんですよ。

大泉) 認定するところと情報提供とは別人だと、お互い適当に融通してしまうと悪さをする、だから別人格でないといけないという話なんでしょうかね。

福井) コンサルをしないというのは、基本的に有料で、コンサルティングフィーを取ってやるようなところが裁判官の立場に立ってはいかんというそれだけでいいんです。逆に言えば、認定運用者の立場の人が、これは行政庁でもどこでもやりますが、許可をもらうためとか承認を得るためには、ここをこう直さないと無理ですよ、とかこの方がいいですよ、という助言は、独立のコンサルティングフィーを貰っているのだから、それは中立の立場で当然やるべきなんですよ。それは勘違いをしている可能性がある。

小野寺氏) この問にですね、「登録認定機関は認定の申請者に対してコンサルタントサービスを行って良いですか」との質問があるのですが、その答えが「認定の申請者に対して認定を受ける上で障害となる事項についての個別具体的な対策、改善手段、方法等を教示するといったコンサルタントサービスを行ってはいけません。ただし、検査認証制度や日本農林規格、認定の技術的基準等、申請手続き、認定手数料等一般的な事項に関する説明は情報提供であり、コンサルタントサービスには当たりません。」という内容のことを言っているんですが、ところがはじめて申請をする方々はね、ほとんど分からないですね。それを問合せするとすぐこれはコンサルだというからね。

福井) 今、読み上げられたのは誰の文章ですか。

小野寺氏) これは国が回答しているわけです。

福井) 国の照会回答ですか。

小野寺氏) はい。これを農水省が行政指導しているわけですね。

福井) それを現場では逸脱して厳格すぎる解釈をして運用している可能性がありますね。

小野寺氏) ええ。ですからある畦畔のですね、緩衝地帯を設ける文面なんか私に言わせれば日本語じゃないですよ。具体的に聞いて初めて具体論の話が出て来る。

福井) 何のことを言っているのかは、運用しているんだから、その主体がちゃんと教える、というのは当たり前のことです。極めて問題が大きい。

小野寺氏) 問題は大きいですよ。

昆) 問題にしているのは幅ですか。間隔ですか。

小野寺氏) 要するに畦畔の中心は1 mとか2 mとか、ところが平地の場合と段差がある。

有機が上にある場合と下の田んぼ場合のその中心の取り方が違いますよとか。それから所有権の問題、それを言わないんですよ全然。どこに畦畔の所有権があるかによって基準点が違ってきます。

石ヶ森氏) 緩衝地帯の問題で今日から認定機関がうちの圃場へ検査に入っているんですよ、今日から1週間。本当は抜けてくるのが大変だったですけども。検査を受けるに

当たっては、緩衝地帯を設けなくてはならない圃場はちゃんとうちはマーキングをして、ここは別にしなさいと指導するんですよ。ところがメーター数は何メーターと分かりますけども、基準点はどこですかというのは講習会で質問したことが1度ありますが、改めて部長が確認をしたら、今まで1回も聞いたことない基準がどうって出てきたんですね。そこの認定機関の講習を既に3回も受けているんですよ。直近の1年以内に、その間に聞いた質問と全然違う内容なんですよ。段差の問題とか所有権も問題は1回も聞いていないんですよ。それが突然ポーンと出てきた。

福井) あったのに隠していた、話さなかったのか。それとも後から作ったんですか。

小野寺氏) サービス行為になりますから、分からない文面にしているわけですよ。一般の会員が理解できないような文面なんですから。

石ヶ森氏) 基準が示されない。

黒川) 意図はどこにあるのですか。利権ですか。新規参入を抑制する。

福井) 認定機関の利権ですか。

小野寺氏) 最大の規制改革をしていただかないとまずい問題であると思っている。

福井) そんな認定機関なら、ない方がまし。悪しき民間開放で悪評判がたちますね。

小野寺氏) 曖昧模糊にして分からないでやった場合、別刈りを仮にしたと、自分はどうゆう解釈をしたからいいと思ったら、後で、いやこれはうちの基準と違いますと。

福井) 後で、一貫性のない指導があったという事実の一覧表をいただけませんか。

小野寺氏) 分かりました。

福井) 我々も調べます。

小野寺氏) あれは日本語じゃないですね。

福井) 基準を運用する以上、事前に分かる基準で、しかも聞かれたらその詳細もちゃんと親切に教えるというのは、あらゆる許認可や行政指導の基本ですから。

小野寺氏) 本末転倒ですな。

石ヶ森氏) 全く別の機会なんですけど、これと同じようなことを話をしたことがあるんですよ。行政の方のいる前で。本来有機JASというのは、私が解釈しているのは有機栽培とかを広げていくというか、そういう意味合いがあるのかなと思って聞いたら、そのためではないと。やっていることを認めるかどうかだけなんだと。安全な食材の生産とかを普及させていくということはないという話なんですね。

昆) 有機農業というものについての技術的価値ということを云々する問題ではなくて、あくまで何を持って有機農産物という表示をするかと。

福井) 誤解を与えないようにとの意味ですか。

昆) 価値的な問題は入っていない。

小野寺氏) もう1点がですね。既存行政の壁の中に5番の特別栽培米というものの、普通はですね、慣行栽培の場合は、慣行と、減農薬や減化学肥料の特裁(特別栽培農産物)がありますよね、有機の場合は1年目が特裁、2年目が有機転換中、3年目が有機米

と表示することになるのですが。

福井) 3年目にならないと有機米にならないのですか。

小野寺氏) 一般消費者はうちの特裁と慣行の特裁を一緒に思っている。

福井) 慣行とはなんですか。

小野寺氏) 一般栽培のこと。

福井) 要するに減農薬で、無農薬じゃないものですか。

小野寺氏) 日本語からいったら特別というのだから、有機より高いのが特別だと思いますよね。

福井) 減というのはいくら以下というのがあるのですか。

小野寺氏) 農薬、化学肥料について、慣行栽培のその地域の50%以下の使用基準という事で、これは農水省のガイドラインに載っているんですよ。

福井) 0と50以下が一緒ということですか。

小野寺氏) 農水省の苦心の作なんです。有機の特裁と一般栽培の特裁を同じに議論するという話はないですよ。そこの分類をきちとね。

福井) 解説をつける自由はあるんでしょう。例えば、特裁米とヒーローさんのお米と書いてその下にでかでかと一般の特裁米とは違いますと解説する。

小野寺氏) 表示の方法は同じです。

福井) 当農場は本当の有機栽培と書くのは自由でしょう。そういう風にある程度差別化できないんですか。

小野寺氏) それは法律に逸脱するんじゃないんでしょうか。

大泉) 有機はとにかく問題が多いんだよね。何とかしないと本当はいけないんだけどね。

福井) JASで認定するのは有機とかそういうのだけなんですか。何か他の認定もあるんですか。

小野寺氏) これはうちの表示を見ると分かるんですが、これ1年目のやつなんです、これには有機栽培米という表示は載っていないですね。2年目になると有機転換のシールを貼るわけです。認定機関から発行されますから。3年目のやつもまた別のシールを貼るんです。ここの裏を見ると分かるんですが、表示の仕方が全然違うんですね。これが農水省の特裁の表示とこっちは普通、表示の必要がないんですよ。この内容がですね、一般の人は特別栽培米を有機より価値が高いと見ているんですね。ほとんどそうですから、ここの表示は少し考えないといけない

福井) 有機の方が格が上なのに。特裁米の方が良く見えるということですか。誤認するようになっている。

昆) 有機の方が格が上だと言っているんですか。アメリカの場合だと有機だから安全だと表示をすることは逆に規制されていますよ。だからその法的に考えたら区分を明確にしてもらうというのは大事だが。

小野寺氏) 農水省が相当苦心したと私は思います。

福井) 特別栽培米であり続けることも出来るんですか。50%以下にすれば、ゼロだったら3年目で昇格するということですね。昇格したことがはっきり分からないですね。表示からは。

小野寺氏) 一般の人がこれを見ると、どっちがいいんだということ。こっちが高いと。

福井) 今初めて知りました。2つ並べてみると私の直感だと特裁の方が良いと思ってしまふ。

小野寺氏) そう思うでしょう。そこがおかしいですよ。特別というのはやはり特別なですよ。

昆) 有機というのは無農薬という表示が出来ないから。

石ヶ森氏) 前はですね、無農薬栽培というのは良かったんですね。議論の経過は分かりませんが、聞くところによると、無というのは完全に皆無というゼロの証明をどうやってやるんだと。実際できないわけですね。そういう議論の結果として、無農薬、無化学肥料というのはダメなんだと。紛らわしいということで特裁が出てきたやに聞いているんですが、かえって分からない。消費者からすると。

小野寺氏) 農薬、化学肥料不使用という商品です。無農薬と表示するとその圃場に農薬が一切ないととられると、一理はあるんですが、だから不使用という言葉になるんですね。特別栽培米の特別という言葉がね、日本語ではないと思っているんですが。

福井) 御社では有機栽培米という表示を目指すというのが会員含めての基本的なブランド管理ですか。

小野寺氏) 要するに農薬を使わないという。

福井) 最終的にはJASとの関係で有機栽培米という基準が明確で、簡単に取れるほうがいいというご趣旨ですか。

石ヶ森氏) 簡単というか、チェックはきちっとしていただいて結構です。ただし、過程の中で、やはり素人が参入する部分もありますので、そこになかなかついて来られない農家もあるので、我々のバックアップも大変なんです、そういう意味ではせめて解釈がきちっと分かるようなことを徹底していただくとありがたい。

福井) 市場ではどうですか。特裁米とか有機栽培米という言葉と、あるいはヒーローというブランドと相俟って特別に評価されているという実感はありますか。

石ヶ森氏) 市場というか、取引をいただいているお客さんにはうちの考え方を全部説明して取引をしてもらっています。

福井) どういうところがお客さんに多いんですか。販路ですが。

小野寺氏) 全日空さんですか、全日空にスカイショップというのがあるんですが。

福井) 機内食ですか。

小野寺氏) 機内食ではないですが。機内誌を使った通販です。

福井) そういう通信販売の販路が中心ということですか。

小野寺氏) そうですね。

福井) 個人相手というよりは企業と提携しているのが多いですか。

小野寺氏) 後は大手の商社さんが自分で抑えているお客さんがいるんですね。年間契約で、うちに注文が来て直送すると。

福井) 個人には売っていないのですか。

小野寺氏) 売っています。

石ヶ森氏) 全体量からすると少ないです。

福井) そうすると農協の流通ルートは使われていないのですね。

小野寺氏) 全然ですね。

福井) ちなみにいくくらいするのですか。

石ヶ森氏) キロ単価で特裁米は 7 5 0 円です。有機転換になると 8 2 0 円になる。有機 J A S になると 9 0 0 円台になります。

小野寺氏) 魚沼産の農薬を使ったコシヒカリはキロ 8 5 0 円ですから。農薬を使わないものより農薬を使ったものの方が高いですからね。

福井) ひとめぼれですか。

小野寺氏) ひとめぼれです。

大泉) 米を買う資金ですけど、もしも公庫資金で低利のものがあったら使いますか。

石ヶ森氏) 公庫さんはついこないだ挑戦してみようと相談を始めたところです。

大泉) そうですか。分かりました。

事務局) 一般的に金融機関が創業支援資金みたいなものを用意しております。ただ、農業分野に対しての創業資金は今までなかった。これを求めていくというか促していくというのが一番早いみたいですね。1 点だけお聞きしたいんですが、農業生産法人の要件というのは基本的にこれまでだんだん緩和されていて、実態的にはあまり問題がない、縛られていないという認識でいたんですけれども、現場からすると具体的に何が要件として経営していくに当たって縛りを感じられていますか。

石ヶ森氏) 現状これに抵触するような問題はないですが、今後農業分野に民活ということを考えていくときには、例えば、農地について権利を持っていない人間が何人か集まって、農業という経営をしていこうかということをする時には、今はまったく入る余地がないですね。

大泉) つまり土地を持っていない人がやろうとすると。

石ヶ森氏) 農業生産法人という形にならない。農業生産法人でなくても自由に農業展開できるというのは全く問題がないのですが、農業生産法人にすること、あと認定農業者をとること、かなり条件として違ってきますので、全くの純粹の株式会社、農業者がいなくてもですね、経営母体はそういうものであってもできるという基準があると参入の仕方はかなり違ってくかなと。但し現場サイドは違いますけどもね。それと議決権とか役員構成の要件を欠格した場合には、最悪の場合、法人の条件の欠落ということでダメになるケースをあり得ますよね。今の時代そこまで必要なのかと疑問を

持っています。問題は、その企業がどれだけ本気で農業に取り組んでやっていくかということだろうと思います。農業者がいるから真面目に農業をやる、そんなことではない時代だろうと思っています。ここのところは絶対要件ではもうない時代なのかなという感想です。

小野寺氏) それから農地のリース方式ですか、あの項目が入っただけで、全然内容が変わってきてますからね。うちも最初はものすごい行政の抵抗があったんですが、あれで変わりましたからね。国のほうで是非ひとつ規制改革をお願いを申し上げます。

事務局) 宜しいでしょうか。それではヒーローさんどうもありがとうございました。

以 上